

海産 第 2 5 7 号
令和 7 年 1 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

海陽町長 三浦茂貴

市町村名 (市町村コード)	海陽町 (36388)
地域名 (地域内農業集落名)	海南地区1 (熟田、吉野、多良、四方原の一部、大里の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月8日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状・課題】

- ・農業の担い手が不足している
- ・サルやイノシシが田畠を荒らす
- ・草刈りが追い付かない
- ・農地の集積・集約を進めたい
- ・小さな農地も大切
- ・農地を貸したいが借り手がいない
- ・農地を売りたい

【地域の基礎データ】

(2) 地域における農業の将来の在り方

海部川左岸にひろがる海南地区1では、まとまった農地や既ほ場整備の農地が存在する。本地区では、農地の基盤整備を行い農作業の効率化を図る。多様な経営体の確保から、耕作意欲のある小さな農地も保全する。また、鳥獣害の被害が顕著であり、重点的な鳥獣害対策を行う。多面的な観点から本地区的農業を展開するため、勉強会や話し合いを適宜開催し、関係者合意を図る。これらの取組により、本地区において農業の効率化、農業作業労働の軽減化、農業所得の増加等の実現により、将来の担い手確保、後継者確保を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	131 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業上の利用が困難な農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域として適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・勉強会や話し合いにより担い手ニーズを踏まえ、関係者の同意を得て担い手への農用地の集積・集約を進める。
- ・これらを将来の担い手確保につなげる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・勉強会や話し合いにより担い手ニーズを踏まえ、関係者の同意を得て農地中間管理機構の活用を進める。
- ・これらを将来の担い手確保につなげる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・勉強会や話し合いにより、担い手ニーズを踏まえ、地域の同意を得て、地域の地形特質を活かし、再ほ場整備等を進める。
- ・基盤整備事業の実施にあたり、中間管理機構関連の基盤整備事業等の導入を図る。
- ・これらを将来の担い手確保につなげる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・勉強会や話し合いにより賛同者を得て、多様な経営体の確保・育成の取組を進める
- ・多様な経営体の確保から、耕作意欲のある小さな農地も保全する。
- ・農地売却の仕組み検討を進め、新たな経営体を確保し育成する。
- ・ブランド化・交流販売等の流通販売の活性化を進める。
- ・海南の可能性をみんなで知恵を出して考える。
- ・これらを将来の担い手確保につなげる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・勉強会や話し合いにより、農業協同組合等の農作業委託の取組を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ハクビシン等の多面的な鳥獣害防止対策を実施する。鳥獣害対策のネット等の維持管理時の対応を検討する。
- ②勉強会を開催し、有機・減農薬・減肥料の拡大を行う。
- ③勉強会を開催し、ドローン活用や草刈リロボット等を活用し、農作業の効率化・負担軽減に資するスマート農業を開発する。
- ④小規模面積の水田の畠地化の検討し、既存の畠農地の保全を行う。
- ⑤勉強会を開催し、果樹等の新たな作物づくりに挑戦する。
- ⑥勉強会を開催し、ひまわり等の資源作物の導入う可能性を検討する。
- ⑦勉強会を開催し、保全管理農地での蜜源作物等の導入可能性を検討する。
- ⑧農業用水施設の維持管理・リニューアルを行う。農業用水施設使用料負担等の再検討を行う。
- ⑨陸域、海域からの堆肥づくりと農業の地域内連携の検討を行う。
- ⑩勉強会や交流会を開催し、次の検討を進める。
- ・農業の効率化、農業作業労働の軽減化・担い手確保、後継者確保の取組み推進・雑草を減らす方法として草が生えない土地をつくる“菌ちゃんファーム”等の勉強会の開催・海陽町農産物のブランド化・農業での収益向上・農業と農業以外のコラボレーション、(例)漁協等と連携した農産物と海産物のセット販売、魚粉の堆肥化活用による地域内循環